

おやな あと そな し え ん あんない 親亡き後に備えた支援のご案内

○おやな あと もんだい 親亡き後の問題について

しんたいでき せいしんでき ちてきとう しょう も こ おや かいご ばあい
身体的・精神的・知的等の障がいを持っている子を親が介護している場合、
おや さき な あと こ じゅうぶん かいご う ふじ ゆう じんせい
親が先に亡くなった後どのようにその子が十分な介護を受け不自由なく人生を
おく 送ることができるか。これが「おやな あと もんだい
親亡き後問題」といわれるものです。

おや い げんき もんだい そな じゅうよう
親が生きていて元気なうちにどのように問題に備えるかが重要となります。

ちいきせいかつしえんきよてんとうじぎょう 地域生活支援拠点等事業

ちいきせいかつしえんきよてんとうじぎょう 1. 地域生活支援拠点等事業とは

まちでは、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の地域生活支援を推進する観点から、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう体制整備をし、次の支援をします。

きんきゅうじ しえん 緊急時の支援	障がい者等を支援している方が支援できない状況になったときに、障がい者等をグループホームや短期入所事業所で受け入れをします。
ひとりぐらし等への生活の場の移行をしやすくする しえん 支援	親元からの自立に当たって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供します。

ちいきせいかつしえんきよてんとうじぎょうりよう 2. 地域生活支援拠点等事業利用までの流れ

- ① 利用を希望される方は役場介護・福祉課までご相談ください。
- ② 個々の事情に応じた支援を行うため、エントリーシートにより対象情報の登録をします。
- ③ 緊急時に備え、施設入所やグループホームの障害福祉サービスの利用申請をします。
- ④ 障害福祉サービスの支給決定を受けたら、グループホーム等の障害福祉サービスの体験利用や緊急時の支援を開始します。

3. 緊急時の受け入れまでの流れ

- ① 役場介護・福祉課までご連絡ください。
- ② 本人や家族の状況を確認しながら、受け入れ先の確保・移送対応をします。
- ③ 受け入れ期間の中で、今後の生活について関係者で考えていきます。

【緊急時連絡先】

役場 介護・福祉課 平日8時30分から17時15分 ☎ 0175-65-1777
平日夜間・休日 ☎ 0175-64-2111

○ケーススタディ

母Aには知的障がいのある息子Bがいます。母Aは自分が亡くなった後、他に頼りにできる親族もいないので、息子Bが一人で生活していけるか心配です。

息子Bは意思の疎通が難しく、息子Bの日常生活の世話は母Aがしています。また、息子Bは障害年金を受給していますが、お金を浪費する傾向があるので、金銭管理は母Aがしています。

母Aは自分が亡くなった後も息子Bが今と変わらない生活が送れるように、日常生活の世話と金銭管理をしてくれる人が必要だと考えています。



母Aは自分が支援をできなくなる場合に備えて、地域生活支援拠点等事業の利用を相談しました。

息子Bの生活状況から将来的に施設入所と生活介護の利用が必要と考えられたため、入所施設の体験をし、将来の生活の場の移行に備えるとともに、緊急時の支援をしてもらうこととしました。

【申し込み・問い合わせ先】

役場 介護・福祉課(健康増進センター内) ☎ 0175-65-1777

しょうがいふくし 障害福祉サービス

1. しょうがいふくし 障害福祉サービスとは

しょうがいのある方が、地域社会での安心して生活を実現できるよう、個々の状況に応じたサービスを提供し自立を支援します。

じたく しせつ かいご じりつくんれん
自宅や施設での介護や自立訓練などのさまざまなサービスを、げんそく しょうりょうきん
原則として利用料金のわりふたん
の1割負担で受けることができます。

○おも しょうがいふくし 主な障害福祉サービス

きょたくかいご 居宅介護	じたく にゆうよく はいせつ しょくじ かいごとう おこな 自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
せいかつかいご 生活介護	つね かいご ひつよう ひと ひるま にゆうよく はいせつ しょくじ かいごとう 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等 おこな 行うとともに、そうさくてきかつどう 創作的活動またはせいさんかつどう 生産活動の機会を提供します。
しせつにゆうしょえん 施設入所支援	しせつ にゆうしょ ひと やかん きゆうじつ はいせつ しょくじ かいごとう おこな 施設に入所する人に、夜間や休日、排泄、食事の介護等を行います。
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援	いっばんきぎょうとう しゅうろう こんなん ひと はたら ば ていきょう 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、 ちしき のうりよく こうじょう ひつよう くんれん おこな 知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	やかん きゆうじつ きょうどうせいかつ おこな じゅうきょ そうだん にちじょうせいかつじょう えんじょ 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助 おこな を行います。

2. 障害福祉サービス利用までの流れ

障がいの程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況等)を踏まえ、個別に支給決定を受ける必要があります。

- ① サービスの利用を希望する方は、相談支援事業所または役場介護・福祉課に相談し、サービス利用申請を行います。
- ② 役場介護・福祉課で利用者の状況等を調査し、サービスの支給決定を行います。
- ③ 支給決定を受けた利用者は、事業者とサービス利用契約を結びます。
- ④ 利用者は、契約に基づきサービスを利用します。

○利用者負担上限額

区分	世帯の収入状況	上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1(※)	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます。

【利用申請・問い合わせ先】

役場 介護・福祉課(健康増進センター内) ☎ 0175-65-1777

成年後見制度

1. 成年後見制度とは

認知症、知的障がい者もしくは精神障がい者などで、判断能力が不十分な人の日常生活を法的に支援する仕組みです。後見人は家庭裁判所がご本人にとってどのような支援が必要なのかを考慮して、家族、法律・福祉の専門家(司法書士、弁護士、社会福祉士等)、法人などから適任者を「後見人」に選任します。ご本人の判断能力に応じて、次のいずれかの後見人が決定されます。

成年後見人	ご本人に代わって契約など法律行為を行い、財産管理をし、ご本人が交わした契約など法律行為を必要に応じて取り消します。
保佐人	法定の重要な法律行為のほか、申し立てにより裁判所が定める行為には、保佐人の同意が必要です。同意を得ずして行われた行為は、取り消すことができます。また、申し立てにより裁判所が定める行為についてご本人を代理します。
補助人	申し立てにより裁判所が定める行為について同意・取り消しをします。ただし、同意・取り消しの対象は法定の重要な法律行為に限ります。また、申し立てにより裁判所が定める行為についてご本人を代理します。

2. 成年後見制度利用までの流れ

本人や配偶者、4親等内の親族などが申し立てを行います。法定後見の申し立ては、該当する身寄りがいない、または音信不通等の場合には、市町村長が申し立てをすることができます。

家庭裁判所で書類をもらい記入をし、さらに必要書類を揃えます。司法書士や弁護士に手続きを依頼することもできます。

本人の判断能力の鑑定、並びに必要なに応じて家庭裁判所の調査官等による事情の聞き取りや調査が行われ、法定後見人（成年後見人・保佐人・補助人）が選任されます。申し立て後、約2～4か月で支援が開始されます。

費用	裁判所に納める印紙代・切手代に1万円程度、判断能力の鑑定料に5万～10万円程度の費用がかかります。ただし、補助開始の申し立ては原則として鑑定がなく、成年後見開始の申し立てでも鑑定がない場合がありますので、その場合は鑑定料がかかりません。 司法書士・弁護士等に依頼した場合の費用は、別途かかります。 費用にお困りの方は日本司法支援センター、通称「法テラス」で成年後見制度利用のための費用援助の相談ができます。
----	--

【町長申し立て・問い合わせ先】

役場 介護・福祉課（健康増進センター内） ☎ 0175-65-1777

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 1. 日常生活自立支援事業とは

高齢や障がいなどによって、自分一人で意思決定し、実行に移すことがむずかしい状況にあり日常生活に不安のある方が安心して暮らせるように次のお手伝いをします。

福祉サービス 利用援助	・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報提供、相談。 ・福祉サービスの利用における申込み等の契約の同行・代行。 など
日常的金銭管理 サービス	・福祉サービスの利用料金の支払い手続き。 ・福祉サービスの利用に伴う預貯金の出し入れ等、利用者の 日常的金銭管理の支援。
書類等預かり サービス	・大切な通帳やハンコなどを安全な場所でお預かりいたします。

2. サービス利用までの流れ

援助の内容は、利用者と専門員がしっかり話し合って決めます。その話し合いの内容は、契約書で明らかにします。

また、利用にあたっては、利用を希望する方がこの事業の契約内容について判断できる必要がありますが、判断能力が不十分であると判断された方でも、成年後見制度を利用し、成年後見人等の支援によりご利用いただけます。

- ① ^{のへじまちしゃかいふくしきようぎかい}野辺地町社会福祉協議会へご相談^{そうだん}ください。
- ② ^{せんもんいん}専門員が訪問^{ほうもん}して、利用者^{りようしゃ}の困りごと^{こま}について伺^{うかが}います。
- ③ ^{りようしゃ}利用者^{いこう}の意向^{かくにん}を確認しながら支援計画^{しえんけいかく}を立てて、その計画^{けいかく}でよろしければ契約^{けいやく}をします。
- ④ ^{しえんけいかく}支援計画^{もと}に基づいて、生活支援員^{せいかつしえんいん}のお手伝い^{てつだ}(支援^{しえん})が始まり^{はじ}ます。

^{りようりよう} 利用料	^{そうだん}相談・^{しえんけいかく}支援計画^{さくせい}の作成^{むりよう}は無料^{けいやくご}です。契約^{じっさい}後、実際にサービス^{りよう}を利用^{つぎ}するには次の料金^{りようきん}がかかります。 ・^{かい}1回^{じかんていど}(おおむね1時間程度) 1, 500^{えん}円 ※^{せいかつほごじゅきゆうしゃ}生活保護受給者^{りようりよう}は、利用料^{ふたん}の負担^{えん}はありません。 ・^{かしきんこりようりよう}貸金庫利用料^{げつがく} 月額^{えん}500円
--------------------------	--

【^{もう}申し込み・^と問い合わせ先^{さき}】

^{のへじまちしゃかいふくしきようぎかい}野辺地町社会福祉協議会



0175-64-0401

せいかつほごせいど 生活保護制度

1. せいかつほごせいど 生活保護制度とは

生活保護は、何らかの原因で日々の暮らしに困っている方に対して、国の責任において、生活するために必要な当面の生活を保障し、その人が自分で生活できるように手助けする制度です。

生活保護は世帯を単位とし、その世帯の全収入と厚生労働大臣の定める基準によって計算される最低生活費を比べて、最低生活費より少ない場合に行われます。

保護が決定されると、収入と最低生活費の差額が保護費として支給されます。

2. せいかつほごせいどりよう 生活保護制度利用までの流れ

生活に困っている方の相談は、いつでも福祉事務所や役場介護・福祉課、民生委員へ相談できます。

生活保護の受給を希望される方は、福祉事務所や役場介護・福祉課に備えてある申請書類により、役場窓口にお申し込みください。

【申し込み・問い合わせ先】

役場 介護・福祉課(健康増進センター内) ☎ 0175-65-1777

ちょうえいじゆうたく 町営住宅

1. 町営住宅とは

住宅に困っている低所得者に低額な家賃で賃貸する住宅です。家賃は、所得の状況や各団地によって変わります。野辺地町にある町営住宅は次のとおりです。

つるひらだんち 敦平団地	のへじまちあざまつのきたい 野辺地町字松ノ木平76-1	38戸
みどりがおかだんち みどりが丘団地	のへじまちあざまつのきたい 野辺地町字松ノ木平83-8	16戸
えきまえだんち 駅前団地	のへじまちあざなかのなかの 野辺地町字中小中野2-1	32戸
まえひらだんち 前平団地	のへじまちあざまえひら 野辺地町字前平50-1	16戸

2. 入居までの流れ

町営住宅へ入居申し込みする方は、次の条件を満たしている必要があります。

役場建設水道課へご相談の上、必要な資料を添付し、お申し込みください。

○一般世帯の場合

- ① 現に同居し、または同居しようとする親族があること
- ② 現に住宅に困窮していることが明らかであること
- ③ 収入が定められた基準以下であること
- ④ 町税を滞納していないこと

○^{たんしんせたい}^{ばあい}単身世帯の場合

① ^{つぎ}次のいずれかに^{がいとう}該当する方^{かた}

ア. ^{さいいじょう}60歳以上の方^{かた}

イ. ^{きゅう}1級から^{きゅう}4級の^{しんたいしょうがいしやてちょう}身体障害者手帳^{こうふ}の交付^うを受けている方^{かた}

ウ. ^{せいしん}精神または^{ちてきしょう}知的障^{ゆう}がい^{かた}を有する方

エ. DVによる^{ひがい}被害^うを受け、^{ほご}保護^{よう}を要する方^{かた}

オ. ^{せい}生活^{かつ}保護^{ほご}を受給^{じゅきゅう}している方^{かた}

② ^{げん}現に^{じゅうたく}住宅に^{こんきゅう}困窮^{あき}していることが明らかであること

③ ^{しゅうにゆう}収入が^{さだ}定められた^{きじゅん}基準以下^{いか}であること

④ ^{ちやうぜい}町税^{たいのう}を滞納^{たいのう}していないこと

○^{しゅうにゆうきじゅん}収入基準

^{げつ}1か月の^{しよとくがく}所得額^{しゅうにゆうがく}(収入額から^{ふようこうじょうとう}扶養控除等^さを差し引いた^ひ後の^{あと}金額^{きんがく})が^{まん}15万8千円以^{まん}下^{せんえんい}であること。

なお、^{しんたいしょうがいしやてちょう}身体障害者手帳^{こうふ}の交付^うを受けている方^{かた}は、^{まん}21万4千円以下^{せんえんい}となります。

【^{もう}申し込み・^と問い合わせ先^{さき}】

^{やくば}役場 ^{けんせつすいどうか}建設水道課  0175-64-2111

(参考) 生活の主な収支

収入	☐ 給与 ☐ 工賃 ☐ 障害基礎年金 ☐ 障害児福祉手当 ☐ 特別障害者手当 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害者扶養共済 ☐ 個人型確定拠出年金
支出	☐ 家賃 ☐ 医療費 ☐ 光熱水費(電気料金、ガス料金、水道料金) ☐ 通信費(固定電話料金、携帯電話料金、インターネット料金) ☐ 保険料(健康保険料、介護保険料) ☐ 各種保険(生命保険料、損害保険料) ☐ 交通費(交通機関利用料金、タクシー料金) ☐ 障害福祉サービス費 ☐ 自動車関連費(自動車税、駐車場料金、ガソリン料金、有料道路利用料) ☐ 税金(住民税、固定資産税) ☐ その他(NHK受信料など)